

# 令和2年度 大東市教育委員会 12月定例会会議録

## 1. 開催年月日

令和2年12月24日（木） 午後1時00分～午後1時30分

## 2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

## 3. 出席者（4名）

- ・教育長 水野 達朗
- ・教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 齊藤 めぐみ

## 4. 出席説明員（14名）

- ・学校教育部長 北田 吉彦
- ・学校教育部指導監 伊東 敬太
- ・生涯学習部長兼総括次長 馬場 弘行
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 佐々木 由美
- ・学校教育部次長兼学校管理課長 清水 鉄也
- ・学校教育部教育政策室課長 杉谷 明子
- ・学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・学校教育部教育政策室課長補佐兼主任研究員 和阪 佳子
- ・北条青少年教育センター所長 北村 孝史
- ・学校教育部教育政策室課長補佐 岡田 健嗣

## 5. 傍聴者 3名

## 6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第39号  
教育長の書籍出版について
- 日 程 第 3 教委議案第40号  
大東市立文化情報センター公衆無線LANの利用に  
関する規則について
- 日 程 第 4 一般業務報告

## 7. 議案書

教委議案第39号

### 教育長の書籍出版について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定に基づき、教育長の書籍出版について、大東市教育委員会の議決を求める。

令和2年12月24日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

### 理 由

令和2年12月2日付け教育長より本の出版に当たり営利企業等従事許可申請書の提出があり、本委員会の許可が必要なため。

教委議案第40号

大東市立文化情報センター公衆無線LANの利用に関する規則について

大東市立文化情報センター公衆無線LANの利用に関する規則を次のとおり制定する。

令和2年12月24日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

大東市立文化情報センターに公衆無線LANを導入するため。

# 大東市立文化情報センター公衆無線LANの利用に関する規則

令和2年12月24日

教委規則第12号

## (目的)

第1条 この規則は、大東市立文化情報センター（以下「センター」という。）において本市が提供する無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用場所)

第2条 無線LANの利用場所は、センターの受付ロビーの周辺とする。

## (利用時間)

第3条 無線LANの利用時間は、センターの開館時間とする。ただし、センターの指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が必要と認めるときは、大東市教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て利用時間を変更することができる。

## (利用者の要件)

第4条 無線LANを利用することができる者は、個人とする。ただし、センターの指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

## (接続通信機器)

第5条 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、無線LANに接続する通信機器（附属機器を含む。）及び当該通信機器に供給する電源を自ら確保するとともに、接続に係る通信機器の設定を行わなければならない。

## (費用等)

第6条 無線LANの利用に係る費用は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者がその費用を負担するものとする。

## (遵守事項及び禁止事項)

第7条 利用者は、無線LANの利用に当たり、この規則、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。

2 利用者は、前項に定めるもののほか、無線LANを通じて、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者、市、委員会及びセンターの指定管理者に対する次に掲げる行為
  - ア 財産権、プライバシー権、著作権その他の権利を侵害する行為又はその可能性のある行為
  - イ 不利益若しくは損害を与える行為又はその可能性のある行為
  - ウ 誹謗中傷する行為
- (2) 公序良俗に反する行為及びその可能性のある行為（公序良俗に反する情報の提供を含む。）
- (3) 犯罪的行為及びそれに結び付く行為又はその可能性のある行為
- (4) 政治活動、選挙運動、宗教活動その他これらに類する行為
- (5) 性風俗に関する活動及び性風俗に関する情報を閲覧する行為
- (6) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の目的で特定又は不特定多数の者にメールを送信する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用する行為及び提供する行為
- (8) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量のデータを送信し、又は受信する行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するおそれのある行為及び委員会が不適切と認める行為  
(違反時の責任及び措置等)

第8条 利用者は、前条第1項に規定する遵守事項に反した場合又は前条第2項各号に掲げる事項に該当する行為によって第三者等に損害が生じたときは、その損害に係るすべての法的責任を負うものとする。

2 センターの指定管理者は、利用者が前条第1項に規定する遵守事項に反することが判明したとき又は前条第2項各号に掲げる事項に該当する行為を行ったときは、事前に通知することなく、直ちに当該利用者に対して無線LANの利用を停止することができる。  
(免責事項)

第9条 市、委員会及びセンターの指定管理者は、無線LANの提供に当たり、次に掲げる事項について、いかなる保証も行わないものとする。

- (1) 無線LANを通じて得る情報等における完全性、正確性、確実性、有用性等

- (2) 無線LANの提供、遅滞、変更、中止又は廃止に伴う損害
- (3) 無線LANを通じて登録、提供若しくは収集された情報の消失又は利用者の通信機器及びその附属機器のコンピュータウイルス感染等によるデータの破損若しくは漏洩等の被害
- (4) 無線LANを利用できなかったことにより生じた損害
- (5) 無線LANを利用したことにより第三者との間に生じた紛争等
- (6) 無線LANを通じて利用し、請求された有料サービスの代金
- (7) 前各号に掲げるもののほか、無線LANに関連して発生した利用者及び第三者の損害  
(利用の中止等)

第10条 センターの指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事前に周知せず無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 緊急に保守点検又は工事を行わなければならないとき。
- (2) システム障害、天災その他の非常事態により、無線LANが円滑に作動しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会又はセンターの指定管理者が無線LANの利用の中止をやむを得ないと認めるとき。

2 センターの指定管理者は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のウェブサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、無線LANの利用について必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

## 8. 一般業務報告

1. 大東市家庭教育応援企業等登録制度実施要綱について
2. 新型コロナウイルス感染症の状況報告について
3. 本市教職員による不祥事案について

## 9. 会議録

水野教育長

それでは、12月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況について報告をよろしくをお願いします。

北田部長

本日の出席者は教育長及び教育委員3名、合計4名でございます。

水野教育長

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、齊藤委員によろしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第39号「教育長の書籍出版について」について、提案理由の説明をお願いいたします。

北田部長

それでは、日程第2 教委議案第39号「教育長の書籍出版について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、水野教育長が個人として令和3年3月に子育てをテーマにした書籍を共著で出版される予定のため、令和2年12月2日付けで「営利企業等従事許可申請書」が提出されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第7項の規定により、大東市教育委員会の議決が必要なため、提出させていただいたものでございます。

内容としましては、一から執筆されるものではなく、また、期間としては、令和3年2月28日までの間に時間外におきまして実質1日程度と伺っております。また、報酬は印税のみで、共著のため1/2でございます。以上でございます。以上よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

本議案は私自身に関わる案件ですので、私は議決に加わらず3名の委員により可否を判断していただくこととなります。この案件につきまして承認の委員は挙手願います。

### 【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして可決といたします。

次に、日程第3 教委議案第40号「大東市立文化情報センター公衆無線LANの利用に関する規則について」について、提案理由の説明をお願いいたします。

平岡課長

教委議案第40号「大東市立文化情報センター公衆無線LANの利用に関する規則について」の提案理由をご説明申し上げます。

現在、JR住道駅構内の1階に所在します「大東市立文化情報センター」では、映画上映や音楽イベントの実施、また、貸室としてサークル活動等にご利用いただいております。

今回、同施設に、公衆無線LANを敷設することにより、利用者の皆様の利便性の向上を図るものですが、このWi-Fi環境をご利用いただくにあ

たりましてのルールについて、規則を制定するものでございます。

内容につきましては、お手元の規則（案）のとおり、第2条で利用場所を、また、3条で利用時間、6条で費用等を定めておりますが、第7条では、「不正アクセスの禁止等に関する法律」等の法令を遵守し、第三者や市に損害を与える行為を行ってはならないと明記するとともに、第8条に利用者の責任等を規定しております。なお、本規則の施行期日は、令和3年1月1日でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

水野教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、承認の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・日程第4 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①大東市家庭教育応援企業等登録制度実施要綱について

⇒従業員等の家庭教育を応援するための職場づくりに取り組む企業等を登録する、「大東市家庭教育応援企業等登録制度」を実施するため、要綱を制定した旨を報告。

意見・質問

・登録企業の予想数について

⇒1つでも多く登録してもらうよう、市内全域の企業・事業所等に発信していく。

・発信方法について

⇒大東商工会議所、大東まちゼミ、大東市商業連合会等の組織を通じた発信の他、ホームページ、YouTubeチャンネル等により広く行っていく。

②新型コロナウイルス感染症の状況報告について

⇒9月定例会以降、小中学校5校で陽性者を確認。消毒作業、濃厚接触者の調査等の対応について報告。

③本市教職員による不祥事案について

⇒12月14日、本市小学校教頭が被疑行為により逮捕されたことにより、保護者説明会の開催等、事後対応について報告。

意見・質問

・管理職不在の対応について

⇒学校教育活動に滞りが生じないように、市教育委員会から指導主事を派遣し、全面的に当該校の支援にあたる。

水野教育長

以上をもちまして、12月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和3年1月19日

水野教育長

齊藤委員